

正本

上 告 受 理 申 立 書

平成24年10月2日

最 高 裁 判 所 御 中

上告受理申立人指定代理人

南 部 崇 德



菊 池 豊



楠 野 康 子



大 石 稔



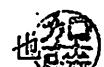
鈴 木 晋



若 木 淳 一



加 藤 雅 地



上告受理申立人 国
代表者法務大臣 田中慶秋

〒984-0015 仙台市若林区御町3丁目8-5

处分行政庁 仙台中税務署長
佐藤光弘

上記上告受理申立人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎 東京法務局訟務部(送達場所)

(電話 03-5213-1303)

(FAX 03-3515-7306 楠野宛て)

部付 南部崇徳
訟務官 菊池豊
訟務官 楠野康子

〒980-8430 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号

仙台国税局課税第一部国税訟務官

主任国税訟務官 大石 稔
国税訟務官 鈴木 晋
国税実査官 若木淳一
国税実査官 加藤雅也

相手方

更正処分取消等請求上告受理申立事件

訴訟物の価額 26万4000円

貼用印紙額 8000円

上記当事者間の東京高等裁判所平成23年(行コ)第298号の更正処分取消等請求控訴事件について、平成24年9月19日に言い渡された(同日送達)下記の原判決中、上告受理申立人敗訴部分は不服であるから、上告受理申立てをする。

第1 原判決の表示

1 原判決を次のように変更する。

(1) 処分行政庁が平成20年3月11日付けでした控訴人の平成16年分の所得税の更正処分(ただし、平成21年3月24日付け審査裁決により一部取り消された後のもの)のうち、総所得金額1377万5763円及び納付すべき税額マイナス512万4412円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの)のうち、過少申告加算税額1万7000円を超える部分をいずれも取り消す。

(2) 処分行政庁が平成20年3月11日付けでした控訴人の平成17年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額3195万2543円及び納付すべき税額392万8300円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額5万8000円を超える部分をいずれも取り消す。

(3) 処分行政庁が平成20年3月11日付けでした控訴人の平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税の額204万8100円及び納付すべき地

方消費税の額51万2000円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額7000円を超える部分をいずれも取り消す。

(4) 控訴人のその他の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は第1、2審を通じて4分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

第2 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決中、上告受理申立人敗訴部分を破棄し、更に相当の裁判を求める。

第3 上告受理申立ての理由

おって、上告受理申立て理由書を提出する。

附 屬 書 類

- | | |
|-------------|----|
| 1 上告受理申立書副本 | 1通 |
| 2 指定書 | 2通 |